

結婚支援に関する事業のご案内

～これから新生活をスタートする方～ 小坂町結婚新生活支援事業

結婚にともなう新生活をスタートするための費用の一部を支援し、小坂町での新生活を応援しています。

- **内容** 住居の購入、家賃、引越しにかかる費用の負担額に対し、夫婦とも29歳以下の世帯は上限60万円、それ以外は上限30万円補助金を交付します
- **対象** 世帯夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の小坂町民の新婚世帯(夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること)で、下記のいずれかに該当すること
 1. 夫婦の合計所得が500万円未満
 2. 夫婦の合計所得が500万円以上で主たる生計者の所得が622万円未満
- **交付要件** 令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出・受理されていて、住居取得や引っ越しが令和7年3月31日までに終えており、対象費用も支払われていること
- **申請** 申請書や必要書類は総務課企画財政班でお渡し、または町ホームページでダウンロードできます。



■お問い合わせ先 総務課企画財政班
(TEL 0186-29-3907)

～出会いを希望する独身の方をサポートしたい方～ 秋田県結婚サポーター募集

秋田県の調査では、若い人の7割が結婚を希望しながら出会いがないと答えており、婚姻数はピーク時の3割まで落ち込み、初婚年齢も年々上昇しています。

そこで各地域で出会いや結婚を希望する独身の方々の支援活動に協力するボランティアを秋田県では広く募集しています。

現在、小坂町には結婚サポーターの方はおらず、協力いただける方を大募集中です！

- **活動期間** 登録の日から2年後の年度末
※令和6年度登録した方は令和9年3月31日まで
- **お申し込み方法** 結婚サポーター応募用紙を総務課企画財政班に提出
※応募用紙は総務課企画財政班にてお渡しまたは秋田県のホームページよりダウンロードできます。

活動までの流れなど詳細は、
下記までお気軽におたずねください。



■お問い合わせ先

あきた結婚支援センター(TEL 0800-800-0413)または
秋田県みらい創造部次世代・女性活躍支援課(TEL018-860-1552)

小坂町物価高騰対応重点支援給付金のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により家計負担が増加していることから、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、物価高騰対応重点支援給付金を給付します。

非課税世帯の子ども加算

- **対象者**：基準日(令和5年12月1日)時点で小坂町に住民登録があり、昨年、物価高騰対応重点支援給付金(7万円)を受給した令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯で、18歳以下の子どもがいる世帯
- **支給額**：子ども1人当たり5万円
- **手続き方法**：5月中旬に世帯主あてに「申請書」を送付します。申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、同封の返信用封筒で返信してください。

均等割のみ課税世帯及び子ども加算

- **対象者**：基準日(令和5年12月1日)時点で小坂町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が課されていない世帯(均等割のみ課税世帯)、又は均等割のみ課税世帯で18歳以下の子どもがいる世帯
- **支給額**：1世帯当たり10万円と子ども1人当たり5万円
- **手続き方法**：5月中旬に世帯主あてに「確認書」を送付します。内容を確認のうえ、必要事項を記入し、必要書類を添付して、同封の返信用封筒で返信してください。

※基準日以降に小坂町へ転入された方は、転入前の市区町村へお問い合わせください。

- **申請期限** 6月7日(金)



■お問い合わせ先 総務課企画財政班(TEL29-3907)